

〔背景〕

- 生活困窮者等に加え、組織的に持ち去りを行っている者が増加しており、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の趣旨である資源ごみ等の適正処理が阻害されている
- 「正しく分別排出しても持ち去られてしまう」、「家前に見知らぬ瓶が不法投棄されている」、「自転車・原付に多量に積載しており危険」など、苦情件数が増加傾向にある

〔課題〕

- 本市の処理責任を果たし、市民の分別・リサイクル意識の低下を招かないために、持ち去り抑止につながる効果的な対策を実施する必要がある



自転車への多量積載

敷地内への無断侵入
敷地内での選別



〔条例改正〕

- 「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」を改正し、家庭から排出される資源等の持ち去り行為を禁止する規定を追加（R7.3.28公布、R7.7.1施行）

（収集又は運搬の禁止等）

第16条の2 本市（本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、一般廃棄物処理計画で定められた場所に排出された家庭廃棄物（缶、びんその他の規則で定めるものに限る。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して同項の家庭廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

〔持ち去り行為禁止対象品目〕

- 「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」を改正し、持ち去り行為を禁止する対象品目を規定に明記

（収集又は運搬を禁止する家庭廃棄物）

第4条の3 条例第16条の2第1項に規定する規則で定める家庭廃棄物は、第4条第1号ア(イ)から(オ)までに掲げるものとする。

（イ：粗大ごみ、ウ：缶・びん・ペットボトル、エ：プラスチック製容器包装、オ：小型金属）

〔持ち去り行為禁止の取組〕

- 巡回パトロールの実施
持ち去り行為が行われている時間帯に、職員等による巡回パトロールを実施
- 啓発チラシやポスター掲示による周知
啓発チラシの配布や、公共施設等にポスター掲示を行い周知啓発を実施

〔資源の市以外への譲渡しについて〕

- 条例では、古紙や古布、市の分別品目である資源（缶などの金属類やびん）を自らの意思で第三者へ譲り渡す行為は禁止されない。
(例)
 - ・地域の集団回収で集めている古紙や缶など
 - ・障害福祉サービス事業所等への譲渡し

〔生活困窮者への支援〕

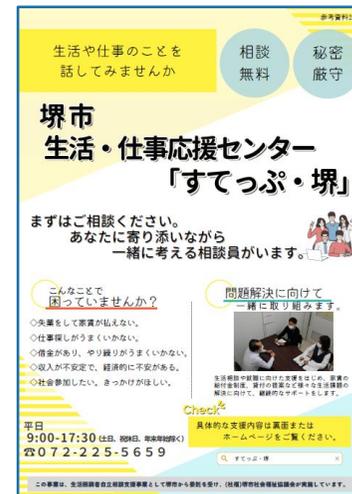
- 生活困窮者自立相談支援事業として実施している、生活困窮状態にある方の自立を支えるための相談窓口となる“堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」”を案内
- できるだけ早期に困窮状態からの脱却を図るため、ご本人の状態にあった支援計画の作成を行い、関係機関と連携しながら生活相談や就労支援等を行う



啓発ポスター



行為者向け啓発チラシ



すてっぷ・堺のチラシ



環境局
環境業務課